貨物自動車運送約款

中間書面第三九号　認可年月日昭和三十年三月二十五日

目次

第一章　総則
第二章　運送業務等（第一条・第二条）
第三章　附帯業務等（第三条・第四条）
第四章　引受け
第一節　通則（第五条・第六条）
第二節　運賃及び料金（第七条―第十五条）
第三節　運賃後払い（第十六条）
第四節　荷造り（第十七条）
第五節　積付け、積込みその他の取扱い（第十八条・第十九条）
第六節　運送の中止（第二十条）
第七節　荷渡し（第二十一条―第二十三条）
第八節　荷渡し前の貨物の処分（第二十四条）
第九節　責任（第二十五条―第二十九条）
第五章　雑則（第三十条―第三十二条）
附則

第一章　総則

（この約款の適用）

第一条　この運送業務において運送品については、次に掲げるものをいう。

一　貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手及び公債証書、株券、社債券、鉱山券、倉荷証券、船荷証券その他の有価証券並びに金、銀、白金その他の貴金属、宝玉、エメラルド、ダイヤモンドその他の宝石、美術品及び骨董品

二　動植物、生花、その他の生きている物

三　容器及び包装に入れ、又は荷造りを加えた一キログラム当たりの価格の計算は、一荷造り当たり三万円を超える貨物（動植物を除く。）

2　前項第二号の一キログラム当たりの価格の計算は、一荷造りごとにこれをします。

3　この運送約款において重量品とは、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいう。

（運送品及び重量）

第二条　この運送業務において重量品とは、次に掲げるものをいう。

一　一個の重量が一トン以上の貨物

二　一個の容積が一立方メートル以上の貨物

三　一個の重量又は容積が前二号に準ずる貨物で、当該貨物の受取又は引渡しの場所において、当該貨物の積込み又は荷卸しに特別の設備を必要とするもの

（運送の種類）

第三条　当店は、一般貨物自動車運送事業及び特別積合運送事業の運送をします。

2　当店は、前項の事業により、貨物の運送を行います。

3　当店は、貨物保険金を付加して運送をします。

4　当店は、貨物の一個又は一荷造りの容積が一立方メートル以上の貨物については、自動車運送取扱事業の運送をします。

（運送の順序）

第四条　当店は、運送の申込みを受けた順序により貨物の運送を行います。

2　前項の規定にかかわらず、運送の申込みを受けた順序により運送することが困難な事由がある場合又は運送することが適当でないと認められる場合は、この限りでありません。

（引受時間）

第五条　当店の貨物の引受時間は、次の四条各号に掲げる時間とします。

一　集荷先及び配達先又は発着駅及び到着地（団地、アパート等の地区配達集配については、その名称及び配達番号を含む。）

二　集配時間は、集荷及び配達をする場合については、各一日につき、それぞれ三時間とします。

三　前項の規定による引受時間の開始後、貨物の引受けが始まったときは、これをもって引受終了とします。

第二章　引受け

第一節　通則

（貨物の種類及び性質の確認）

第六条　当店は、貨物の種類及び性質の確認のため必要があるときは、貨物の種類及び性質を通知するように申込者に求めることがあります。

2　当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質についての申告がないとき、又は申告が不当であると認めるときは、その申告を受けないことがあります。

3　当店は、前項の規定により危険をともなう場合において、貨物の申込者が通知をしないとき、又は通知をしないときは、貨物の引受けを拒むことがあります。

4　当店は、第一項の規定により危険をともなう場合において、貨物の申込者が通知をしないとき、又は通知をしないときは、貨物の引受けを拒むことがあります。

（運送の制限）

第七条　当店の営業所、集配所、発着駅又は発着地（以下「営業所等」という。）において、次の各号の一に該当する貨物については、運送の引受けをしません。

一　法律又は官庁の命令により運送を禁止されている貨物

二　爆発物、発火性物品、引火性物品、毒劇物、放射性物質、腐敗しやすい物品、悪臭を発する物品、生きている動物、遺骨、貴重品、現金、有価証券、動植物の生体、美術品、骨董品、動物の死体、汚物、不潔品その他他の貨物を汚損するおそれのある貨物

三　容積又は重量が著しく大きい貨物

四　その他運送に適しない貨物

2　当店は、前項の規定にかかわらず、運送の申込みを受けた貨物が同項各号の一に該当すると認めたときは、その貨物の引受けをしないことがあります。

（荷造り）

第八条　荷造りは、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送に適するように荷造りをしなければなりません。

2　当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要求します。

3　当店は、貨物の荷造りが十分でない貨物であっても、貨物に対し損害を与えないと認め、かつ、荷造り方法により荷造りの責任を負担することを承諾したときは、その運送品を引き受けることがあります。

4　当店は、前項の規定により引き受けた貨物について、荷造りの不完全なために生じた損害については、責任を負いません。

（危険物）

第九条　荷主は、貨物の外装に次の事項を見やすいように明瞭に表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めたときは、この限りでありません。

一　運送品名

二　荷受人及び荷受人の氏名又は商号及び住所

三　個数

四　その他運送の危険に必要な事項

2　荷受人は、当店から前項の表示の不完全なために生じた損害の賠償を請求されたときは、これを負担しなければなりません。

（運送の申込）

第十条　当店は、次の場合には、運送を引受けません。

一　法律又は官庁の命令により運送を禁止されているとき。

二　運送の申込みが、この運送約款によることができないとき。

三　運送の申込みが、この運送約款によることができないとき。

四　その他運送の危険があるとき。

2　荷主は、前項の規定により運送の申込みを拒絶されたときは、損害賠償の請求をすることができません。

（送り状）

第十一条　荷主は、貨物の引受を受けるときまでに、荷主から送り状の交付の必要がないと認められたときは、この限りでありません。

2　荷主は、送り状に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、荷主は、送り状を交付したものとみなします。

3　荷主は、当店が第一項の送り状の交付の必要がないと認めたときは、第一項各号に掲げる事項を通知しなければなりません。

（送り状の記載事項）

第十二条　送り状には、荷主は、次の事項を記載しなければなりません。ただし、重量又は容積が重量品であるときは、重量又は容積を記載しなければなりません。

一　貨物の種類

二　荷受人の氏名又は商号及び住所

三　発送地及び荷渡地

四　運賃

五　その他運送に必要な事項

2　荷主は、前項の規定により記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、荷主は、送り状を交付したものとみなします。

（送り状の交付）

第十三条　荷主は、次の事項を記載した送り状を、一口ごとに交付しなければなりません。ただし、個人の事業としての運送契約であるときは、この限りでありません。

一　荷主の氏名又は商号及び住所

二　発送地及び荷渡地

三　品名、個数、容積又は重量

四　荷造りの種類

五　運賃

六　運賃後払いとするときは、その旨

七　荷受人の氏名又は商号及び住所

八　その他運送に必要な事項

2　荷主は、前項の規定により記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、荷主は、送り状を交付したものとみなします。

3　荷主は、当店が第一項の送り状の交付の必要がないと認めたときは、第一項各号に掲げる事項を通知しなければなりません。

（送り状の訂正）

第十四条　荷主は、送り状に記載された事項について、変更を生じたときは、直ちにその旨を当店に通知しなければなりません。

2　荷主は、送り状に記載された事項について、誤りがあることを発見したときは、直ちにその旨を当店に通知しなければなりません。

3　荷主は、送り状に記載された事項について、誤りがあることを発見したときは、直ちにその旨を当店に通知しなければなりません。

（運賃の前払）

第十五条　当店は、荷主から運賃の前払いの請求があったときは、運賃の前払いをさせることがあります。

2　当店は、前項の場合において、貨物の全部又は一部が滅失、損傷その他の事由により運賃を収受することができないときは、すでに収受した運賃を返還しません。

第二節　運賃後払い

（運賃後払いの条件）

第十六条　当店は、荷主から運賃後払いの申込みがあったときは、荷主が次の各号の一に該当する場合に限り、運賃後払いをします。

一　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有するとき。

二　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有するとき。

三　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有するとき。

四　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有するとき。

2　荷主は、前項の規定により運賃後払いをするときは、あらかじめ当店に届出をしなければなりません。

3　荷主は、前項の届出をしたときは、その届出の内容に変更があったときは、直ちにその旨を当店に届出をしなければなりません。

4　荷主は、第一項の規定により運賃後払いをするときは、あらかじめ当店に届出をしなければなりません。

（運賃後払いの制限）

第十七条　当店は、荷主が次の各号の一に該当するときは、運賃後払いをしません。

一　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

二　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

三　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

四　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

2　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

3　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

（運賃後払いの取消し）

第十八条　当店は、荷主が次の各号の一に該当するときは、運賃後払いをしません。

一　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

二　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

三　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

四　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

2　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

3　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

（運賃後払いの制限）

第十九条　当店は、荷主が次の各号の一に該当するときは、運賃後払いをしません。

一　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

二　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

三　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

四　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

2　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

3　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

（運賃後払いの取消し）

第二十条　当店は、荷主が次の各号の一に該当するときは、運賃後払いをしません。

一　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

二　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

三　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

四　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

2　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

3　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

（運賃後払いの制限）

第二十一条　当店は、荷主が次の各号の一に該当するときは、運賃後払いをしません。

一　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

二　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

三　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

四　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

2　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

3　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

（運賃後払いの制限）

第二十二条　当店は、荷主が次の各号の一に該当するときは、運賃後払いをしません。

一　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

二　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

三　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

四　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

2　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

3　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

（運賃後払いの制限）

第二十三条　当店は、荷主が次の各号の一に該当するときは、運賃後払いをしません。

一　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

二　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

三　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

四　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

2　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

3　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

（運賃後払いの制限）

第二十四条　当店は、荷主が次の各号の一に該当するときは、運賃後払いをしません。

一　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

二　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

三　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

四　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

2　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

3　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

（運賃後払いの制限）

第二十五条　当店は、荷主が次の各号の一に該当するときは、運賃後払いをしません。

一　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

二　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

三　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

四　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

2　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

3　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

（運賃後払いの制限）

第二十六条　当店は、荷主が次の各号の一に該当するときは、運賃後払いをしません。

一　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

二　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

三　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

四　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

2　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

3　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

（運賃後払いの制限）

第二十七条　当店は、荷主が次の各号の一に該当するときは、運賃後払いをしません。

一　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

二　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

三　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

四　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

2　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

3　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

（運賃後払いの制限）

第二十八条　当店は、荷主が次の各号の一に該当するときは、運賃後払いをしません。

一　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

二　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

三　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

四　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

2　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

3　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

（運賃後払いの制限）

第二十九条　当店は、荷主が次の各号の一に該当するときは、運賃後払いをしません。

一　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

二　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

三　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

四　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

2　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

3　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

（運賃後払いの制限）

第三十条　当店は、荷主が次の各号の一に該当するときは、運賃後払いをしません。

一　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

二　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

三　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

四　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

2　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

3　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

（運賃後払いの制限）

第三十一条　当店は、荷主が次の各号の一に該当するときは、運賃後払いをしません。

一　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

二　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

三　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

四　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

2　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

3　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

（運賃後払いの制限）

第三十二条　当店は、荷主が次の各号の一に該当するときは、運賃後払いをしません。

一　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

二　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

三　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

四　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

2　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

3　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

（運賃後払いの制限）

第三十三条　当店は、荷主が次の各号の一に該当するときは、運賃後払いをしません。

一　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

二　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

三　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

四　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

2　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

3　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

（運賃後払いの制限）

第三十四条　当店は、荷主が次の各号の一に該当するときは、運賃後払いをしません。

一　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

二　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

三　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

四　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

2　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

3　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

（運賃後払いの制限）

第三十五条　当店は、荷主が次の各号の一に該当するときは、運賃後払いをしません。

一　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

二　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

三　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

四　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

2　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

3　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

（運賃後払いの制限）

第三十六条　当店は、荷主が次の各号の一に該当するときは、運賃後払いをしません。

一　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

二　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

三　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

四　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

2　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

3　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

（運賃後払いの制限）

第三十七条　当店は、荷主が次の各号の一に該当するときは、運賃後払いをしません。

一　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

二　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

三　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

四　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

2　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

3　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

（運賃後払いの制限）

第三十八条　当店は、荷主が次の各号の一に該当するときは、運賃後払いをしません。

一　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

二　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

三　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

四　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

2　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

3　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

（運賃後払いの制限）

第三十九条　当店は、荷主が次の各号の一に該当するときは、運賃後払いをしません。

一　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

二　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

三　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

四　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

2　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

3　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

（運賃後払いの制限）

第四十条　当店は、荷主が次の各号の一に該当するときは、運賃後払いをしません。

一　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

二　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

三　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

四　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

2　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

3　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

（運賃後払いの制限）

第四十一条　当店は、荷主が次の各号の一に該当するときは、運賃後払いをしません。

一　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

二　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

三　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

四　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

2　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

3　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

（運賃後払いの制限）

第四十二条　当店は、荷主が次の各号の一に該当するときは、運賃後払いをしません。

一　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

二　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

三　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

四　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

2　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

3　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

（運賃後払いの制限）

第四十三条　当店は、荷主が次の各号の一に該当するときは、運賃後払いをしません。

一　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

二　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

三　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

四　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

2　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

3　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

（運賃後払いの制限）

第四十四条　当店は、荷主が次の各号の一に該当するときは、運賃後払いをしません。

一　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

二　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

三　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

四　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

2　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

3　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

（運賃後払いの制限）

第四十五条　当店は、荷主が次の各号の一に該当するときは、運賃後払いをしません。

一　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

二　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

三　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

四　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

2　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

3　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

（運賃後払いの制限）

第四十六条　当店は、荷主が次の各号の一に該当するときは、運賃後払いをしません。

一　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

二　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

三　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

四　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

2　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

3　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

（運賃後払いの制限）

第四十七条　当店は、荷主が次の各号の一に該当するときは、運賃後払いをしません。

一　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

二　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

三　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

四　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

2　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

3　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

（運賃後払いの制限）

第四十八条　当店は、荷主が次の各号の一に該当するときは、運賃後払いをしません。

一　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

二　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

三　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

四　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

2　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

3　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

（運賃後払いの制限）

第四十九条　当店は、荷主が次の各号の一に該当するときは、運賃後払いをしません。

一　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

二　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

三　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

四　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

2　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

3　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

（運賃後払いの制限）

第五十条　当店は、荷主が次の各号の一に該当するときは、運賃後払いをしません。

一　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

二　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

三　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

四　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

2　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

3　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

（運賃後払いの制限）

第五十一条　当店は、荷主が次の各号の一に該当するときは、運賃後払いをしません。

一　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

二　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

三　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

四　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

2　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

3　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

（運賃後払いの制限）

第五十二条　当店は、荷主が次の各号の一に該当するときは、運賃後払いをしません。

一　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

二　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

三　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

四　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

2　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

3　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

（運賃後払いの制限）

第五十三条　当店は、荷主が次の各号の一に該当するときは、運賃後払いをしません。

一　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

二　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

三　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

四　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

2　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

3　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

（運賃後払いの制限）

第五十四条　当店は、荷主が次の各号の一に該当するときは、運賃後払いをしません。

一　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

二　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

三　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

四　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

2　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

3　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

（運賃後払いの制限）

第五十五条　当店は、荷主が次の各号の一に該当するときは、運賃後払いをしません。

一　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

二　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

三　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

四　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

2　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

3　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

（運賃後払いの制限）

第五十六条　当店は、荷主が次の各号の一に該当するときは、運賃後払いをしません。

一　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

二　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

三　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

四　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

2　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

3　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

（運賃後払いの制限）

第五十七条　当店は、荷主が次の各号の一に該当するときは、運賃後払いをしません。

一　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

二　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

三　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

四　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

2　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

3　荷主は、前項の規定により運賃後払いをしないときは、運賃後払いをしません。

（運賃後払いの制限）

第五十八条　当店は、荷主が次の各号の一に該当するときは、運賃後払いをしません。

一　荷主が、当店の指定する銀行に当店を受取人とする当座預金又は普通預金を有しないとき。

二　